

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十一月十二日奈良県指令建第一〇六一七八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月八日建第九七五二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方六五番六及び六五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

一 許可番号

令和二年十一月五日奈良県指令建第一〇六一七九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月八日建第九七五三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方五四番三、五五番三、一八四番二及び一九五八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘